

3 該当区分

区分	内容	給付金の上限額 (児童1人あたり)
1	生活保護受給世帯	日額3,000円
2	市町村民税非課税世帯	日額2,400円
3	市町村民税所得割額を世帯合算した額が77,101円未満である世帯	日額2,100円
4	要支援児童及び要保護児童のいるその他市長が特に支援が必要と認める世帯	日額1,500円

4 一時保育事業の利用状況及び支給申請(請求)額

利用日	利用施設名	利用者負担金 (a)	給付金の上限額 (b)	aとbを比較して 小さい額(c)
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
給付金の支給申請(請求)額の合計				円

5 振込先金融機関口座

金融機関名・支店名	預金種目	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座
	口座番号	
	口座名義(カタカナ)	

請求者と口座名義が異なる振込先を指定する場合は、下記の受領委任欄に記入してください。

私は、北上市認可外保育施設等保育料給付金支給の受領に関する一切の権限を次の者に委任いたします。

請求者(委任者)氏名 _____

委任される者 住所 _____

氏名 _____

北上市長 様

北上市一時保育事業利用者負担軽減給付金支給申請書兼請求書

北上市一時保育事業利用者負担軽減給付金支給要綱第6条の規定により給付金の支給を受けたいので、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

なお、当該申請（請求）に当たり、決定にあたって必要な範囲内で申請者の税務情報等の公簿等を北上市が閲覧及び調査することに同意、誓約します。

1 申請者

申請者	氏名	児童との続柄	生年月日	電話番号
	北上 太郎	父	昭和59年 1月1日	080-0000-0000
	住所	北上市芳町1-1		R6年1月1日の住所 市内・ <u>市外</u>
申請者以外の保護者	氏名	児童との続柄	生年月日	電話番号
	北上 花子	母	平成3年 2月2日	080-0000-0000
	住所	<input checked="" type="checkbox"/> 申請者と同じ		R6年1月1日の住所 <u>市内</u> ・市外
児童	氏名	生年月日	利用施設名	
	北上 二郎	令和5年 3月3日	00000保育園	
	住所	<input checked="" type="checkbox"/> 申請者と同じ		R6年1月1日の住所 <u>市内</u> ・市外

2 上記1以外の同居者

同居者	氏名	児童との続柄	生年月日〇〇〇 保育園	R6年1月1日の住所
	北上 一郎	兄	令和2年4月4日	<u>市内</u> ・市外
	北上 市郎	祖父	昭和26年5月5日	<u>市内</u> ・市外
	北上 花	祖母	昭和29年6月6日	<u>市内</u> ・市外
				市内・市外
				市内・市外
				市内・市外

3 該当区分

区分	内容	給付金の上限額 (児童1人あたり)
1	生活保護受給世帯	日額3,000円
2	市町村民税非課税世帯	日額2,400円
③	市町村民税所得割額を世帯合算した額が77,101円未満である世帯	日額2,100円
4	要支援児童及び要保護児童のいるその他市長が特に支援が必要と認める世帯	日額1,500円

4 一時保育事業の利用状況及び支給申請(請求)額

利用日	利用施設名	利用者負担金 (a)	給付金の上限額 (b)	aとbを比較して 小さい額(c)
R6.10.2	〇〇〇保育園	2,500円	2,100円	2,100円
R6.10.11	〇〇〇保育園	2,000円	2,100円	2,000円
R6.10.22	〇〇〇保育園	1,800円	2,100円	1,800円
R6.10.31	〇〇〇保育園	3,000円	2,100円	2,100円
		円	円	円
		円	円	円
		9,300円	8,400円	8,000円
給付金の支給申請(請求)額の合計				8,000円

5 振込先金融機関口座

金融機関名・支店名	預金種目	<input checked="" type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座
〇〇銀行〇〇支店	口座番号	1234567
	口座名義(カタカナ)	きたかみ たろう

請求者と口座名義が異なる振込先を指定する場合は、下記の受領委任欄に記載してください。

私は、北上市認可外保育施設等保育料給付金支給の受領、男の権限を次の者に委任いたします。

請求者(委任者)

委任される者 住所

氏名

申請者保護者の口座

※他の名義の口座に振込を希望する場合は、受領委任欄に記載が必要です。